○金融庁告示第百四号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定により紛争解決等業務を行う者を指定したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年九月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

一　名称　日本貸金業協会
二　主たる事務所の所在地　東京都港区高輪三丁目十九番十五号
三　指定をした日　平成二十二年九月十五日

○金融庁・農林水産省告示第十一号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定により紛争解決等業務を行う者を指定したので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　名称　全国銀行協会
二　主たる事務所の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目三番一号
三　指定をした日　平成二十二年九月十五日

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十二年五月財務省・農林水産省・経済産業省告示第六号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十二年九月二十二日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　大畠　章宏

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案（第三条―第九条）
第三章　災害等に関する事案（第十条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　国際的な金融秩序の混乱に関する事案
二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する事案
三　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策が取られる事案であって、次に掲げるもの

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口に関する事案
ロ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口に関する事案
ハ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案
ニ　事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案
ホ　ＳＦＣＧ関連特別相談窓口に関する事案
ヘ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口に関する事案
ト　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案
チ　口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口に関する事案
リ　円高等対策特別相談窓口に関する事案
ヌ　日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口に関する事案

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十三年三月末日までとする。

第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案

（対象となる者）

第三条　国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係る危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　行政庁から業務停止命令等を受けた金融機関を取引金融機関とする中小企業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。次条第一号ロにおいて同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又は取引金融機関から総与信高の減少等を要求された中小企業者等であって、中長期的に、資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの
二　国際的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの
三　国際的な金融秩序の混乱による関連企業の倒産により、一時的に経営に困難を来している中小企業者等であって、中長期的に、経営が安定することが見込まれるもの
四　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの
五　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等（経済成長戦略大綱（平成十八年七月六日財政・経済一体改革会議決定）等における新産業の創出又は活性化を図る事業その他の企業活力の向上に資する事業を実施するものに限る。）であって、その経営基盤の安定を図ることにより、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの
六　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来しているが、中長期的に、その業況の回復又は資金繰りの改善が見込まれる下請事業者、主要取引先その他の関連事業者（以下この条及び第五条第十号において「関連事業者」という。）に対して資金融通を行う大企業（当該大企業に対する危機対応業務に基づく貸付け等は、当該大企業が関連事業者に対して資金融通を行う場合に限り行うものとし、当該大企業には、当該大企業を中核とする企業集団の資金管理をその主たる目的とし、一時的に資金調達に困難を来している金融会社を含むものとする。）